

引っ越しシーズンです!
水道の届け出をお忘れなく!



- 水道を使い始めるとき(開始)、使用をやめるとき(中止)のほか
- 変更があったときは必ず届け出をお願いします。
- 届け出は電話や窓口、上下水道局ホームページでも受付けています。

連絡先

上下水道局料金センター
(電話 0957-53-1111)

開始届

事前の受付もできます。入居日が決まったら連絡してください。

入居先のポストなどに入っている**緑色の「上下水道使用についてのお願い」**に記載している**お客様番号**をお知らせください。なお、料金のお支払いは**「口座振替」**が便利でお得です。毎月50円の割引があり、年間最大600円もお得になります。**「口座振替」**おすすめしています。

詳しくは「上下水道使用についてのお願い」をご覧ください。

※現在、水道の元栓の閉開栓は行っていないので、水はすぐに使用できませんが開始届をされない場合、やむを得ず給水を停止する場合がありますのでご注意ください。

中止届

事前の受付もできます。引っ越し日が決まったら連絡してください。

納入通知書や検針票に記載している**お客様番号**をお知らせください。

中止届がなかった場合は、引っ越し後も料金がかかりますのでご注意ください。

その他の変更

名義の変更や支払方法、納入通知書の送付先変更など



大村市上下水道局

お問い合わせ

○大村市上下水道局 業務課
電話 0957-53-1116 (平日8時30分から17時15分)

○大村市上下水道局料金センター【受託会社 フジ地中情報(株)】
電話 0957-53-1111 (平日8時30分から18時)

